

社会福祉法人かわせみ会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人かわせみ会（以下「かわせみ会」という。）の役員、評議員及び各種委員会等の委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 報酬の額、支払時期と支給方法は、次の通りとする。

- (1) 役員等の報酬として、一回あたり 3,000 円とする。
- (2) 評議員は評議員会に出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で現金で支給する。
- (3) 役員は理事会に出席の都度、各年度総額 400,000 円の範囲内で現金で支給する。但し職員兼務理事の場合は月末締め翌月 15 日までに現金もしくは銀行振り込みで支給する。

第3条 役員等が職務のため市外へ出張したときは、その出張について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規程により支給する旅費は、社会福祉法人かわせみ会旅費規程を準用する。

第4条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年6月18日改訂する。

この規程は、平成22年11月24日改訂する。

この規程は、平成29年6月24日改訂する。

この規程は、平成29年12月21日改訂する。

この規程は、令和5年6月17日改訂する。